

◆◇◆ 裁量とガイドライン ◆◇◆

私たちはプロフェッションとして万全を期して医療行為に臨み、あらゆるアクシデントの抑止に努めなければなりません。

では、歯科医療側は臨床行為に臨む上でどのような責務や行動が求められるのでしょうか。ここでは臨床上考慮されるべき歯科側の裁量について考えてみたいと思います。

そもそも歯科医療はそれ相応の専門的知識と技術を有することを要し、診断・治療方法の選択や患者への説明等、複雑さや困難さを伴うことが、とかく多いものです。その上不確定要素を考慮に入れると、予測が不可能となる事例もまれではなく、歯科側が自らの診療の質とアウトカムを測定し、説明責任を果たすべき時代になった今でも、臨床において「すべてのアクシデントを完全に回避する」あるいは「要求にすべて応える」ことは至難の業といえましょう。

患者側の意志決定 (decision making) を尊重した上で、プロフェッションとしてエビデンスに基づく判断は尊重されてしかるべきであり、かつ、一定の裁量が認められるということは至極当然であろうかと思われます。そしてプロフェッションとして積極的に行動するためには、相応の責務を負い、自らの理性によって自己責任を果たすための意志決定を行う積極的自由 (プロフェSSIONナルフリーダム) も欠くことのできない要素の1つといえます。

さらにプロフェSSIONナルオートノミーは、これをベースにその歯科医療の倫理的な規律を自主的に作成、そして遵守するための「自己規律」ということになります。

ここで現時点において問題を複雑化させているものに、診療ガイドラインや別に述べる療養担当規則というものがあり、時に、これらが裁量を語る上で障壁となる場合があります。

「ガイドライン」は限られた専門家たちによって作成され、それを現場で一般臨床家が用いて診療にあたりますが、学術的な部分と臨床現場での使用基準に関する見解の相違が「策定する側」と「使用する側」そして患者側との間でしばしばみられ、判断に途惑うことがあります。

今の医療制度では特に「保険のルール」という縛りにおいて、裁量の余地があまり認められておらず、結果として患者側の意思決定をもスポイルするという事例も少なくありません。

しかし診療ガイドラインを「縛り」としてだけのとらえ方は、プロフェSSIONナルオートノミーに実効性を付与しません。なぜなら診療ガイドラインを作成したのが歯科医ならば、それを使うのも歯科医であるからです。本来であれば、診療ガイドラインやその使用については、裁量とは何ら矛盾するものではないはずです。

診療ガイドラインを質の高いものとするために、同じプロフェSSIONとして誰もが策定に関わり、患者と直接向き合う私たち自らが、積極的に専門家として意見を述べていくべきなのです。

ガイドラインを用いて診療にあたる現場からの声やフィードバックこそが重要であり、これに患者側の意思決定の一助となりうる要素を加えていくことで、より質の評価が為されていくのではないかと考えます。策定する側とそれを使用する側とが協力や連携をより密にとり、そして患者側（第三者機関も？）からの評価を加えることでプロフェッショナルオートノミーが現実性を帯び、認められるのではないのでしょうか。

February20, 2008 / O-dental wrote